

回 答 書

この度は、町政に対する率直なご意見をお寄せいただくとともに、町の将来を真剣にお考えいただいていることに対し感謝申し上げます。

町名変更の検討は、今後の本町の認知度向上、地域活性化、交流人口・関係人口の拡大など、将来を見据えたまちづくりの一環として進めているものであり、決して拙速に結論を得ようとするものではありません。

また、本件は賛否双方に様々なお考えがある重要な課題であることから、町民の皆さまにできる限り情報提供と対話を重ねながら、丁寧に進めていくべきものと認識しております。

そのうえで、ご質問の各項目について、以下のとおり回答いたします。

- 1 住民投票の実施を判断する場合、住民から理解を得るための十分な議論は当然ですが、その準備には机上で計算できないような多くの時間が想定されます。しかし、町はこれまでプロセスの名のもと町のご都合主義、言わば結論ありき・日程ありきで作業を進めてきました。そして、その結果が今般の住民投票と言う強硬策に繋がっているように思います。何よりも、「町名変更」の発議は貴殿でありますし、それは町長当選後に自らの公約を実行するためとして突然打ち出した戦術（ご本人の発言）であって、十分に計画性があったとは思えません。貴殿にかかる責任は極めて重大ですが、その上、住民への説明不足や理解不足の状況下で住民投票を急いで強行し、事実上判断を住民に委ねることは貴殿の「責任回避」であり、殆どの住民の目にはそのように映っているはずです。まずは、この件について発議当事者の貴殿が、どうお考えになっているのかお聞かせください？

(回答)

住民投票の実施を検討している趣旨は、町長として責任を回避するためではなく、町名変更という町全体に関わる重要な事項について、最終的に町民の皆さまの意思を直接確認することが望ましいと判断したためです。

町長として政策判断をする責任は当然に認識しておりますが、その判断を行政のみで完結させるのではなく、住民自治の観点から広く意思確認を行うことは、むしろ責任ある対応であると考えております。

- 2 同条例（案）は、本町の自治のあり方そのものを示すもので重要なものであるから、仮に素案作りを行う場合には「検討委員会（公募町民、識者等を交えた）」の設置が必要と、説明会会場で何度も町民の意見が出ていたはずですが、その意見が全く無視される形で同条例（案）が町から一方的に示されたのは、住民を軽視するもので誠に残念でありませぬし、「清水町町づくり基本条例」を規範条例に持つ本町の行政対応として懸念を抱かずにはおれません。今般、「検討委員会（公募町民、識者等を交えた）」を設置し、住民と一緒に同条例（案）を練る機会を意図的に避けたこととなりますが何故なのか、明確にお答えください？

(回答)

ご指摘のとおり、第三者的な検討組織の設置には一定の意義があると認識しております。

一方で、本件は専門的知見のみで結論づけるものではなく、最終的には町民一人ひとりの価値観や地域への思いが大きく関わる課題です。そのため、まずは説明会や意見募集等を通じ、広く町民の皆さまの声を直接伺うことを重視してまいりました。

本条例案は、他の自治体の事例や公表されている有識者の見解を参考とし、町民説明会でのご意見や清水町まちづくり基本条例の趣旨を参照し策定したものであり、まちづくり基本条例に規定する住民参加制度の一つであるパブリックコメントにより多くの意見をいただいたうえで、最終案を決定してまいります。

- 3 今般募集が始まったパブリックコメントは、町が一方向的に作成し示した同条例（案）に対し、それを決定する前に町民から意見を聞いたと言う手続き的なものになってはならないと思います。いくらか的確な意見や指摘があっても、また多くの意見や指摘があっても町が参考にしたとせば、それで終わってしまう可能性が非常に高い訳で、それでは折角の住民による貴重な意見を反映できる保障が何一つないこととなります。言葉は悪いですが、町がガス抜きをするための手法とも捉えることができる訳です。今般、仮に町が同条例（案）を自らの都合よい形で作成したものであるなら、町民はそれに抗うことが事実上閉ざされたと同じことを意味するのです。そのようなことにならないように、「清水町町づくり基本条例」を規範として町づくりを進めている当町としては、当然透明で公正な対応を求められます。本来はその役割を果たすのが識者や第三者（識者、公募住民等）も含めた検討委員会であると考えます。住民の意見に反し検討委員会を設置しない中で「同条例（案）」づくりが今まさに進められていますが、思い通りに突っ走るつもりなのでしょうか。考えを改めるなら今ですが、如何ですか？

(回答)

今回のパブリックコメントは、単なる形式的手続きとして実施するものではありません。

提出いただいたご意見については、内容を精査し、条例案の修正を含めて真摯に検討いたします。また、町としての考え方についても整理し、公表する予定です。

ご指摘の検討委員会を設置せずとも町として一定の案を示したうえで広く意見を伺うことも、町民の皆さまの声を反映させる重要な手段として、有効なものであると考えております。

- 4 住民投票の在り方についてですが、「町名変更」の承認を得る目的であるから、賛成の人は積極的に投票所に行き賛成するでしょうが、反対する住民や分らないとする住民はあえて投票する必要がないので投票所には行かない、つまり意思表示をしない人が多くなると推測できます。そうなると、必然的に投票率は下がることとなります。果たしてそれが民意の反映と言えるでしょうか。しかも、住民抜きで一方向的に示された条例案には有効投票率にも触れておりませんので、僅かの投票でも住民投票は成立することとなります。果たしてこれが民主的で住民目線での住民投票と言えるでしょうか？

(回答)

投票率や成立要件の設定については、様々な考え方があります。

最低投票率を設けた場合、投票しないことによって結果に影響を与える、いわゆるボイコット運動が生じる可能性も指摘されております。そのため、全国的にも成立要件を設けない事例は少なくありません。

また、投票結果は投票率や賛否の割合など、多角的なデータとして重く受け止めるべきであり、一律に不成立として切り捨てるべきではないとの見解もあります。

町としては、どのような投票率でも開票すべきであると判断し、できる限り多くの方に投票いただけるよう、十分な周知と情報提供に努めることが重要であると考えております。

- 5 また、仮に住民の半数（50%）が投票し、その内過半数が賛成票を投じたとしても、この数字は投票権者全体の25%強に過ぎない訳で、これを持って投票した住民の意見が住民全体の総意とするのには無理があります。また、住民の多くが十分に理解できていないままでの投票は、一時の誤ったポピュリズムに流されかねません。これでは、とても民意の反映とは言えないと思いますが如何でしょうか？

(回答)

住民投票の結果が、全住民の考えを完全に一致して表すものではないことは承知しております。しかしながら、住民投票は、町名変更という重要な案件について、町民の皆さまの意思を直接確認するために実施するものであり、その結果は最大限尊重されるべきものと考えております。

住民投票は、住民の皆様のご自由な意思のもと投票されるものであるため、町としては、住民投票の結果を最も重い判断材料として受け止め、最終判断に反映してまいります。

- 6 さらに、投票に望む住民には単に賛成か反対かだけでなく、個々に複雑な生活背景がありアイデンティティもある中で、そういった意見が細かに反映されない住民投票には根本的な問題であります。むしろ事前に住民アンケートを取りながら、町民の意見を丁寧に聞き取っていく手順があつてこそ、最終的な手段としての住民投票の必要性が出てきます。貴殿は、「アンケートで『仮の結論』出すのではなく、出来る限り丁寧に情報提供と対話を重ねたうえで、正式な住民投票で町民の皆さまに最終判断をいただくことこそ公正」と何べんも答弁されていますが、アンケート調査を行うことは決して仮の結論を出すのではなく、事前に住民の意見を聴き取って雰囲気確かめることにあります。従って、これまでの貴殿の答弁は都合よく聞こえ私には全く理解できませんが、私の考えが間違っていますでしょうか？

(回答)

アンケート調査には、意向把握や論点整理という側面があることは承知しております。

一方で、本件については、町民の皆さまの意思を正式かつ公平に確認する手段として住民投票を実施する考えであることから、別途アンケート調査を行う必要はないものと判断しております。

町としては、これまでの町民説明会や意見募集等を通じて寄せられた声も踏まえながら、町の未来に貢献すると考え皆様に提案している町名変更について、住民投票により最終的な意思確認を行うことが適切であると考えております。

- 7 既にパブリックコメントの募集が始つてますので、今後締め切りまで住民の意見が届くと思いますが、その結果については後日当然公開されることになると思います。ついては、意見や指摘・回答を一括して整理するのではなく、意見提出者の個々の意見の重みが見えるようにし

ていただきたいと思います。賛成する住民や・反対する住民の人数が見えやすくすること、また意見を提出した住民が何を言おうとしているのか、その文脈で分かるよう個別に回答をすることが重要で、そのように対応すべきと思いますが如何でしょうか？

(回答)

ご意見のとおり、提出された意見の趣旨が分かる形で公表することは重要であると考えております。

一方で、個人情報保護や同趣旨の意見の整理なども必要となるため、すべてを個別原文のまま掲載することが適切とは限りません。

町としては、賛否の傾向や主な論点、代表的なご意見とそれに対する町の考え方が分かるよう、できる限り分かりやすく整理して公表してまいります。

8 最後に、一方的に示された「同条例(案)」には、投票資格者として中学生や外国籍の方も含まれています。本町の「町づくり基本条例」でも町民参加の原則として年齢、国籍、信条などの差別を受けない旨を謳っておりますし、「町名変更」の住民説明会時に中学生から参加意見があった他、後に実施されたアンケート(高校生、中学生対象)でも参加希望数が6割を超えたことから、これらに沿って検討された結果だろうと思います。しかし、一方で「教員や保護者、地域の大人など意向に影響されやすい」ことや「自由で自律的な意思形成の問題」など、極めてデリケートで判断に困難性を伴うような問題点も指摘されています。また、参加者数希望は6割と言ってもアンケートの回答率は全体の18%であり、実際の希望者は1割と言うことになります。この数値だけを持ってすぐさま投票資格者に含めると言う判断は、いささか無理があるように私には思いますが、如何でしょうか？

(回答)

町名変更は、将来世代を含め、本町で暮らす多くの方々に関わる課題であることから、若い世代や外国籍住民の声にも一定の配慮が必要であると考えております。

また、中高生を対象としたアンケート調査においても一定の関心が示されたことなどを踏まえ、将来の地域社会を担う世代として、その意思表示の機会を設けることには意義があると判断しております。

一方で、ご指摘のとおり、年齢や環境による影響など慎重に考慮すべき点もあることから、制度設計に当たっては、本町の教育大綱や他自治体の事例等も参考にしながら、公平性と妥当性の確保に努め検討してまいりました。

その結果として、投票資格者の条件を総合的に判断いたしました。

なお、特定の賛否傾向を理由として対象者を拡大するような意図は一切ありません。

むすびに

本件については、多様なご意見があることを十分承知しております。だからこそ、町としては対立をあおるのではなく、冷静な議論と丁寧な説明を重ねながら進めていく必要があると考えております。いただいたご意見は真摯に受け止め、今後の対応に活かしてまいります。

なお、町名変更につきましては、今後も必要な情報提供に努め、町民の皆さまとの対話を継続してまいります。

今後とも町政へのご理解とご協力をお願い申し上げます。